○南あわじ市広告入り封筒の寄贈に関する要綱

平成20年４月16日

告示第51号

改正　平成25年３月29日告示第44号

平成27年１月27日告示第５号

平成30年３月16日告示第21号

令和２年11月25日告示第105号

令和７年９月25日告示第101号

（趣旨）

第１条　この告示は、市が使用する広告入り封筒の寄贈について、南あわじ市広告掲載要綱（平成19年南あわじ市告示第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる封筒）

第２条　寄贈の対象となる広告入りの封筒（以下「広告入り封筒」という。）は、総合窓口センター、出張所、市民交流センター等の窓口において証明書等の持ち帰り用として使用するものとする。

（使用期間）

第３条　広告入り封筒の使用期間は、別に定める。

（広告入り封筒及び広告の規格）

第４条　広告入り封筒及び広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

(1)　長形３号封筒

ア　封筒の大きさ　縦23.5センチメートル、横12センチメートル

イ　封筒の紙厚　70.0グラム毎平方メートル以上

ウ　広告の大きさ　縦20センチメートル、横10センチメートル以内

エ　広告の掲載位置　封筒の裏面

オ　広告の印刷色　自由

(2)　角形６号封筒

ア　封筒の大きさ　縦23.5センチメートル、横16センチメートル

イ　封筒の紙厚　70.0グラム毎平方メートル以上

ウ　広告の大きさ　縦7.5センチメートル、横15センチメートル以内

エ　広告の掲載位置　封筒の表裏両面

オ　広告の印刷色　自由

(3)　角形２号封筒

ア　封筒の大きさ　縦33.2センチメートル、横24センチメートル

イ　封筒の紙厚　70.0グラム毎平方メートル以上

ウ　広告の大きさ　縦11センチメートル、横20センチメートル以内

エ　広告の掲載位置　封筒の表裏両面

オ　広告の印刷色　自由

２　前項に規定する広告の大きさ内には、複数の広告を掲載することができる。

第５条　削除

（寄贈の申込み）

第６条　広告入り封筒の寄贈を希望する者（以下「寄贈希望者」という。）は、広告入り封筒寄贈申込書（様式第１号）を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（寄贈採納の決定）

第７条　市長は、広告入り封筒の寄贈の申込みがあったときは、可否を決定し、採納することに決定したときは、広告入り封筒寄贈採納決定通知書（様式第２号）により、採納しないことに決定したときは、広告入り封筒寄贈不採納決定通知書（様式第３号）により寄贈希望者に通知するものとする。

２　市長は、寄贈採納が適当であると認める申込みが複数あるときは、次に掲げる順位により採納を決定する。この場合において、同順位に複数の申込みがある場合は、抽選により採納を決定する。

(1)　市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等の広告を掲載するもの

(2)　前号に掲げるもの以外の企業又は事業者等の広告を掲載するもの

(3)　前２号に掲げるもの以外のものであって、広告入り封筒の広告として適

当であると市長が認める広告を掲載するもの

３　市長は、前条に規定する期日までに寄贈希望者がない場合であって、当該期日後に寄贈の申込みを受ける場合は、先着順により採納を決定する。

（協定書の締結）

第８条　市長は、広告入り封筒の寄贈採納の決定を受けた者（以下「寄贈決定者」という。）と広告入り封筒の作成及び寄贈に関する協定を締結するものとする。

（広告内容の変更）

第９条　市長は、広告の内容等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの告示に違反していると判断したときは、寄贈決定者に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

（経費の負担）

第10条　広告入り封筒の作成に要する費用は、すべて寄贈決定者の負担とする。

（寄贈の取下げ）

第11条　寄贈決定者は、自己の都合により市への広告入り封筒の寄贈を取下げることができるものとする。

２　寄贈決定者は、前項の規定により寄贈を取下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

（使用の中止）

第12条　市長は、寄贈を受けた広告入り封筒を市が使用する封筒として適当でないと認めるときは、当該封筒の使用を中止することができる。

（その他）

第13条　この告示に定めるもののほか、広告入り封筒に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年告示第44号）

この告示は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成27年告示第５号）

この告示は、平成27年２月１日から施行する。

附　則（平成30年告示第21号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和２年告示第105号）

この告示は、令和２年11月25日から施行する。

附　則（令和７年告示第101号）

この告示は、令和７年10月１日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

広告入り封筒寄贈申込書

年　　月　　日

南あわじ市長　様

寄贈者　住所又は所在地
氏名又は名称
代表者等(法人等)

広告入り封筒を寄贈したいので、南あわじ市広告入り封筒の寄贈に関する要綱第6条の規定により次のとおり申込みます。

品名・数量

窓　口　用　封　筒	規格　長形３号　角形６号　角形２号
合　　計	

広告の概要(企業又は事業者名、その所在地、広告イメージ等)

様式第2号(第7条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

南あわじ市長　　印

広告入り封筒寄贈採納決定通知書

年　　月　　日付けで申込みのありました広告入り封筒の寄贈については、採納することと決定したので通知します。

様式第3号(第7条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

南あわじ市長　　印

広告入り封筒寄贈不採納決定通知書

年　　月　　日付けで申込みのありました広告入り封筒の寄贈については、採納しないことと決定したので通知します。

(採納しない理由)

様式第１号（第６条関係）

様式第２号（第７条関係）

様式第３号（第７条関係）